

全世界の総漁獲可能量の配分に関する決議
(2017年10月9-12日 第24回委員会年次会合において改正)

みなみまぐろ保存拡大委員会は、

最善の科学的助言に基づくみなみまぐろの保存及び最適利用を確保する必要性に駆られ、

第16回拡大委員会年次会合における名目漁獲量水準に関する合意及び同会合において採択されたみなみまぐろの総漁獲可能量及び将来の管理に関する決議を想起し、

2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議に加え、

管理方式は、2012年から総漁獲可能量の設定の基礎となっていることに留意し、

総漁獲可能量をメンバー及び協力的非加盟国に配分するための透明性がありかつ一貫したプロセスは、メンバー及び協力的非加盟国、特にそれらの水産業界に対して確実性を与えかつ国別配分の管理を容易にするものであることから、その必要性を考慮し、

2011年の拡大委員会特別会合において同委員会が、管理方式に基づき全世界の総漁獲可能量が増加される際にその増加分の配分に適用される原則に合意したことを想起し、

2016年に名目漁獲量比率の変更が合意されたことに留意し、

みなみまぐろの保存のための条約第8条3(a)に基づき、次のとおり決定する。

1. 管理方式 (MP)¹に基づき設定される総漁獲可能量 (TAC) は、この決議に従いメンバー及び協力的非加盟国に配分されるものとする。
2. この決議において別に定めがある場合を除き、TACは、メンバー及び協力的非加盟国に対して、この決議の付属書及び第6パラグラフに規定されたメンバーの名目漁獲量比率の水準に基づき配分されるものとする。
3. TACの変更がない場合には、各メンバーの配分量は変更されない。
4. TACの増加があった場合には、この決議の付属書において規定される名目漁獲量比率の水準に基づき、かかる増加量がメンバー間で配分される。

¹ 2011年の拡大委員会年次会合において採択された管理方式の採択に関する決議及び当該決議のその後のすべての改正に基づき合意された管理方式。

5. TAC の減少があった場合には、各メンバーの配分量は、それぞれの名目漁獲量比率の水準に整合的な形で削減される。しかしながら、欧州連合に対する国別配分量が 10 トンを下回ることはないものとする。
6. 協力的非加盟国に対しては、協力的非加盟国の地位に関する年次レビューに応じて、定量の TAC が与えられるものとする。
7. 拡大委員会は、調査死亡枠及び非メンバーによる IUU 漁獲量として TAC から留保する数量を決定することができる。これらの数量は、メンバーに対する TAC の配分の前に、TAC から控除される。
8. 新規メンバー及び協力的非加盟国の参加に伴い、TAC の配分量は変更され得る。新規メンバー又は協力的非加盟国の参加に伴い、名目漁獲量の水準が変更されることはないが、名目漁獲量比率の水準は変更され得る。

付属書

メンバーの名目漁獲量及び比率の水準

メンバー	名目漁獲量の水準 (トン)	名目漁獲量比率の水準
日本	6,165.068	35.5643%
オーストラリア	6,165.068	35.5643%
大韓民国	1240.631	7.1568%
漁業主体台湾	1240.631	7.1568%
ニュージーランド	1,088.273	6.2779%
インドネシア	1001.705	5.7785%
南アフリカ	422.741	2.4387%
欧州連合	10.883	0.0628%